

令和5年12月8日

橋本市議会議長
森下 伸吾 様

総務経済委員会
委員長 南出 昌彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

| 受理番号 | 件名 | 審査結果 | 委員会の意見 |
|------|---------------------------------------|------|--------------|
| 3 | パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について | 不採択 | 別紙委員長報告書のとおり |

委員 長 報 告 書

さる12月7日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報
開示を求める請願について
を審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第3号の主旨は、国に対し、世界保健機関（WHO）総会で行われている、「パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書（いわゆる『パンデミック条約』）」の草案及び国際保健規則（IHR）の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知すること並びに議員や有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始することを求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、条約の草案等は英文で記載されているため、日本語に訳した際に解釈の相違がある。請願書の「加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼす懸念がある」という内容の正確性を判断するのは困難であることについて ただしがあり、外務省のホームページでは協議内容が英文で掲載されているため、本請願は国に対し日本国民にわかりやすい情報提供をすることを求めている との答弁がありました。